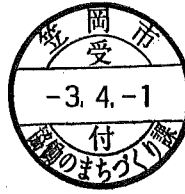


様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市新横島 6 番地 6
協 議 会 名	新横島緑町まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 松 崎 敏 彦

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,120,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 新横島緑町まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	書面会議	
	理事会	随時	
	合同会議 (町内会・協議会)	7/10, 8/21	
	行事等打ち合わせ会議	随時	
活動費の 活動予定	活動名	目的, 活動実施により期待される効果	実施内容
	親睦事業	【目的】 地区住民の親睦を図る。	8月に「新横島緑町ふるさと祭」を実施する。
		【効果】 親睦を図ることにより, 地区住民の連帯感の向上が図れる。	
	敬老事業	【目的】 地区内の高齢者の長寿を祝い, 交流を深める。	9月に「敬老会」を開催する。
		【効果】 人と人のつながりを広げ, 高齢者が安心して暮らせる地域作りを目指す。	
	交通安全対策事業	【目的】 小学校児童の登校時の安全を守る。	中央小学校児童の登下校時の見守り活動やあいさつ運動を行う。
		【効果】 子どもや高齢者が安心して暮らせる地域作りを目指す。	
	環境美化事業	【目的】 地区住民が協力して, 地区内の環境美化を図り, 住みよいまちづくりを目指す。	毎月第1日曜日に地区内の一斉清掃を, また, 6月と10月に地区内の公園の草刈清掃を行う。
環境を良くし, また近所の仲間意識が高まる。			
自主防災事業	【目的】 安全な暮らしを守る。	6月に「防災学校」, 「初期消火訓練」を行う。また, 5月に「水防訓練」, 10月に「防災訓練」に参加する。	
	【効果】 防災意識の向上を図るとともに, 災害時の対応力を高めることができる。		
世代間交流事業	【目的】 世代をこえた地区住民の交流を図る。	12月に「餅つき体験会」を開催する。	
	【効果】 高齢者と子どもたちとの交流を図り, 地区住民のふるさと志向を高め, 地区内の活性化が図れる。		
	【目的】		
	【効果】		

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は, 適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 新横島緑町まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,120,000	
その他収入	0	
計	1,120,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	512,000	@890×4H×4回×12月+@890×4H×8回×12月
賃借料	120,000	拠点施設：新横島緑町集会所賃借料 @10,000×12月
光熱水費	0	
運営費	211,860	
消耗品費	14,010	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	10,000	〃
印刷製本費	10,000	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	9,850	〃
工事費	88,000	〃
備品購入費	80,000	〃
活動費	276,140	
親睦事業	114,840	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
敬老事業	80,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
交通安全対策事業	10,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
環境美化事業	10,300	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
自主防災事業	10,000	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
世代間交流事業	51,000	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,120,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	211,860	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
インクカートリッジ	3,600	@ 1, 200×3本
レターケース	2,200	@1, 100×2個
シュレッダー	8,210	@8, 210×1台
計	14,010	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議時お茶	10,000	@100×100本
計	10,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
会議資料印刷	10,000	A 4 @ 1 0 × 1 , 0 0 0 枚
計	10,000	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
NHK受信料	9,850	1,275円×2ヵ月+7,300円(半年分) アンテナ設置工事完成後8月分～
計	9,850	

工事費

内 容	金 額	積 算
新横島緑町集会所アンテナ設置工事費	88,000	別紙見積書のとおり
計	88,000	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
事務用パソコン	80,000	別添見積書のとおり
計	80,000	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

親睦事業

馬

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
参加賞（BOXティッシュ）	55,000	@ 275×200個 /
子どものゲーム（輪投げ、スーパーボールすくい等）	39,840	@996×40人分 /
参加者お茶	20,000	@ 100×200本 /
計	114,840	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

敬老事業

80,000

四

報償費

[illegible]

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
紙袋	9,100	@70×130枚
参加者お茶	5,000	@100×50本
ぜんざい材料費	15,900	小豆@6,000×1袋、白玉団子・お椀など前回実績による9,900円
計	30,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

謝礼

内 容	金 額	積 算
備中神楽（芳井ふる里子ども神楽）	50,000	前回実績50,000円
計	50,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

交通安全対策事業

10,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

事業費計

月

10,300

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

[illegible]

需用費

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 自主防災事業

活動名 自主防災事業

10,000

月

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
参加者お茶（防災訓練等）	10,000	@ 100×100本 ✓
計	10,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

世代間交流事業

51,000

円

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 新横島緑町集会所 代表者 新横島町内会長 桑田陽夫（以下「甲」という。）と賃借人 新横島緑町まちづくり協議会副会長 藤本宏明（以下「乙」という。）は、以下のとおり賃貸借契約を締結した。

（合意）

第1条 甲は、乙に対し、末尾物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を賃貸し、乙はこれを賃借する。

（使用目的）

第2条 乙は、本件建物を新横島緑町まちづくり協議会の活動のみに使用し、その他の目的には一切使用してはならない。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、本契約当事者のいずれかから書面による解約の通知がなされないときは、本契約は期間満了から更に1年間自動延長されるものとし、以降も同様とする。

（賃料）

第4条 本件建物の賃料は、年額120,000円（電話代・水道光熱費含む。）とし、乙は、毎年3月末日までに支払うものとする。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、乙に対して何ら通知催告をすることなく、本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを怠ったとき
- (2) その他本契約に違反したとき

（明け渡し）

第6条 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で撤去し、本件建物を原状に復したうえ甲に明け渡す。

（信義）

第7条 賃貸人と賃借人とは、信義に基づき本契約を誠実に履行するものとし、この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成24年4月8日

（甲）新横島緑町集会所

代表者 新横島町内会会長 桑 田 陽 夫



（乙）新横島緑町まちづくり協議会 副会長 藤 本 宏 明



【物件目録】 笠岡市新横島6番地6 新横島緑町集会所 木造平屋建

新横島緑町まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、新横島緑町まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を笠岡市新横島6番地6，新横島緑町集会所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地区住民が協力して、安全で安心なまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区内の防犯対策事業
- (2) 地区内の環境美化事業
- (3) 地区内の住民の親睦事業
- (4) その他本会の目的に必要な事業

(構成)

第5条 本会は、新横島緑町地区に居住する住民及び各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 12人以内
- (2) 代議員 30人以内
- (3) 監 事 2人
- (4) 書 記 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長とする。

(選任等)

第7条 代議員は、地区内の住民及び各種団体から選出する。

- 2 理事、監事及び書記は、代議員の中から選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の中から選任する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会に出席し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 代議員は、代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行う。
- 6 書記は、総務一般の補助を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。再任については、最大3期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規約は、平成23年1月8日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成23年4月規約の一部改正)

この規約は、平成23年4月23日から施行する。

附 則 (平成30年4月規約の一部改正)

この規約は、平成30年4月15日から施行する。